



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 9月 3日 金曜日 第1589号

◇ 目 次 ◇

| | |
|-----------------------|-----|
| 一部事務組合の規約の変更許可..... | 909 |
| 久万高原町の人口..... | 909 |
| 指定居宅支援事業者の指定（3件）..... | 909 |
| 肥料登録有効期間の更新..... | 910 |
| 同意の成立（特定養殖共済）..... | 910 |
| 愛媛県証紙売りさばき人の指定..... | 910 |

公 告

| | |
|-------------------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... | 910 |
| 愛媛県立保育専門学校入学生の募集..... | 910 |
| 技能検定の合格者..... | 911 |
| 技能検定の実施..... | 912 |
| 改良普及員資格試験合格者の公表..... | 913 |

告 示

○愛媛県告示第1859号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定

により、次のとおり温泉郡・北条市及び松山市共有地管理組合の規約の変更を許可した。

平成16年 9月 3日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち重信町及び川内町が合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年 9月21日

3 規約変更許可年月日

平成16年 8月24日

○愛媛県告示第1860号

上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村及び同郡柳谷村を廃し、その区域をもって同郡久万高原町を設置した後の久万高原町の人口は、11,887人である。

平成16年 9月 3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1861号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 9月 3日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 者 | | | サービスの種類 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|----------------|------------------------|--------------------|---------|---------|------------------------|--------------------|----------------|
| | 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 38000300145113 | 有限会社ヘルパース テーションともとも | 温泉郡重信町西岡59 9-29 | 鶴久森 恵 子 | 児童居宅介護 | 有限会社ヘルパース テーションともとも | 温泉郡重信町西岡59 9-29 | 平成16年 8月26日 |

○愛媛県告示第1862号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 9月 3日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 者 | | | サービスの種類 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|----------------|------------------------|--------------------|---------|---------------|------------------------|--------------------|----------------|
| | 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 38000100154117 | 有限会社ヘルパース テーションともとも | 温泉郡重信町西岡59 9-29 | 鶴久森 恵 子 | 身体障害者居 宅介護 | 有限会社ヘルパース テーションともとも | 温泉郡重信町西岡59 9-29 | 平成16年 8月26日 |

○愛媛県告示第1863号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 9月 3日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 者 | | | サービスの種類 | 指 定 居 宅 支 援 事 業 所 | | 指 定 年 月 日 |
|----------------|-------------------|----------------|---------|-----------|-------------------|----------------|------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 38000200177117 | 有限会社ヘルパーステーションととも | 温泉郡重信町西岡599-29 | 鶴久森 恵 子 | 知的障害者居宅介護 | 有限会社ヘルパーステーションととも | 温泉郡重信町西岡599-29 | 平成16年8月26日 |

○愛媛県告示第1864号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期限を更新した。

平成16年9月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 登録有効期限 | 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
|------------|-----------|---------|----------|------------------------|---------|------------------------|
| 平成19年9月15日 | 愛媛県第1225号 | 副産石灰肥料 | 粒状シエラストア | アルカリ分 48.0 | 公定規格のとお | 株式会社研農高知県高知市萩町一丁目9番48号 |
| 平成19年9月25日 | 愛媛県第1244号 | 混合有機質肥料 | 宇和混合有機2号 | 窒素全量 2.0 りん酸全量 14.0 | 公定規格のとお | 株式会社研農高知県高知市萩町一丁目9番48号 |

○愛媛県告示第1865号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年9月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

のり等養殖業（のり養殖業）

| |
|-----------|
| 加 入 区 |
| 三島加入区 |
| 新居浜市大島加入区 |

○愛媛県告示第1866号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成16年9月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 指定番号 | 売 り さ ば き 人 | | 売 り さ ば き 所 | 指 定 年 月 日 |
|-------|-----------------|-------------|------------------------------|------------|
| | 住 所 | 氏 名 又 は 名 称 | | |
| 字第43号 | 宇和島市榊形町二丁目6番11号 | 宇和島漁業協同組合 | 宇和島市榊形町二丁目6番11号 宇和島漁業協同組合 | 平成16年8月12日 |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年9月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|------------|---------------|---------|--------------------|--|
| 平成16年8月26日 | 特定非営利活動法人 わをん | 重 松 美 穂 | 愛媛県今治市南日吉町二丁目2番38号 | この法人は、高齢者・障害者に対し、福祉サービスを提供するとともに、高齢者・障害者を支えている介護者への支援活動や、地域の人々への介護教育事業を行い、関係機関・団体と密接な連携を図りながら豊かで活力のある長寿社会の実現に寄与することを目的とする。 |

○公 告

愛媛県立保育専門学校入学生の募集について

平成17年度愛媛県立保育専門学校入学生を次のとおり募集する。

平成16年9月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 修業年限及び定員

- (1) 修業年限 2年
- (2) 募集定員 50人
- 2 入学資格
 - 次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者（平成17年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了

した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了した者を含む。）又は文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者

- (2) 満18歳以上の者であって、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事したもの

3 入学手続

(1) 提出書類

ア 保育専門学校入学願書（最近6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦7センチメートル横5センチメートルの写真をはること。）

イ 受験資格を証明する書類

ウ 最終卒業学校の学業成績証明書

エ 身体検査書（募集要項に添付の用紙を使用し、提出期限前2箇月以内に医師が作成したものに限り。ただし、平成17年3月卒業見込みの者については、他の提出書類で身体検査書の内容が確認できる場合は、当該他の提出書類をもってこれに代えることができる。）

(2) 書類提出先

〒790-0824

松山市御幸二丁目3番41号

愛媛県立保育専門学校

(3) 入学願書の提出期間

平成17年1月7日（金）から1月20日（木）までの執務時間中とする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 入学試験

(1) 試験内容

ア 筆記試験（3科目）

国語（国語）、数学（数学）、英語（英語）

イ 人物考査

ウ 能力テスト

リズム（歩く、スキップ、かけっこのリズム）

音楽

器楽 バイエル（60番から80番の中から当日指定）及び自由曲1曲

声乐 ①「花の街」（団伊玖磨作曲）へ長調

②「エーデルワイス」（ロジャーズ作曲）
八長調・二長調

中学音楽教科書より

（以上2曲の内1曲を当日指定。何調で歌うか、どの声部（パート）を歌うかは自由選択。ただし、上記の調以外で歌う場合は、平成17年1月24日（月）（消印有効）までに伴奏楽譜を提出のこと。）

(2) 試験場所

愛媛県立保育専門学校

(3) 試験実施期日

平成17年2月2日（水）から2月4日（金）の3日間
開始時間は午前9時

5 合格発表

平成17年2月17日（木）愛媛県立保育専門学校に掲示（午前9時）するとともに、本人に通知する。愛媛県のホームページ（ホームページアドレス <http://www.pref.ehime.jp/>）にも掲載する。

6 授業料

無料

7 卒業後の資格

保育士となる資格が得られる。

8 その他

詳細は、返信用切手同封の上、愛媛県立保育専門学校へ照会すること。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成16年7月18日から平成16年8月1日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成16年9月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

造園（造園工事作業）

3 級

| 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 |
|------|---------|-------|---------|------|---------|------|---------|
| A甲 4 | 矢 野 晋 三 | A甲 6 | 田 村 春 樹 | A甲 7 | 一 色 正 也 | A甲 8 | 矢 野 和 樹 |
| A甲 9 | 八 束 勇 太 | A甲 11 | 吉 良 宣 二 | | | | |

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

| 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 |
|------|---------|------|---------|------|---------|-------|---------|
| A甲 2 | 中 村 建 太 | A甲 3 | 重 松 洋 平 | A甲 4 | 浅 野 幸 太 | A甲 5 | 河 内 佑 太 |
| A甲 7 | 新 健 二 | A甲 8 | 大 橋 靖 洋 | A甲 9 | 清 水 博 朗 | A甲 11 | 彦 坂 優 作 |

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

| 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 |
|------|------|------|-----|
| A甲 2 | 碓井大祐 | A甲 7 | 真鍋祐 |

機械保全（機械系保全作業）

3級

| 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 | 受検番号 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| A甲 1 | 大西栄二 | A甲 2 | 向井祐二 | A甲 3 | 山田浩之 | A甲 4 | 松川精一 |
| A甲 5 | 三木靖博 | A甲 6 | 石川美津朗 | A甲 7 | 石井和之 | A甲 8 | 前川智 |
| A甲 10 | 柏木篤 | A甲 11 | 中野浩樹 | A甲 12 | 大川淳也 | A甲 13 | 曾我部一彦 |
| A甲 16 | 井川一良 | A甲 17 | 永井孝明 | A甲 18 | 下元幸生 | A甲 19 | 勝部浩明 |
| A甲 20 | 多田雄一 | A甲 21 | 村上浩一 | A甲 22 | 加地守 | A甲 23 | 杉長正雄 |
| A甲 24 | 明賀幹則 | A甲 26 | 伊集院岳雄 | A甲 27 | 谷岡俊司 | A甲 28 | 佐伯牧夫 |
| A甲 29 | 鈴木真二 | A甲 30 | 早野健介 | A甲 32 | 牧野健幸 | A甲 34 | 阿部秀樹 |
| A甲 35 | 安倍研作 | A甲 36 | 山本満昭 | A甲 37 | 渡川正徳 | A甲 38 | 大沼康宏 |
| A甲 39 | 蔵本伸一 | A甲 40 | 西園寺裕紀 | A甲 41 | 安藤博之 | A甲 42 | 鈴木純一 |
| A甲 43 | 秋山諭 | A甲 44 | 道租尾博史 | A甲 45 | 寶未淳 | A甲 46 | 山田善司 |
| A甲 47 | 山口秀典 | A甲 49 | 中得耕作 | A甲 51 | 加藤太司 | A甲 52 | 若林靖幸 |
| A甲 54 | 西園篤哉 | A甲 55 | 和泉邦利 | A甲 56 | 出井栄 | A甲 58 | 真鍋修二 |
| A甲 60 | 矢野正健 | A甲 61 | 篠原照政 | A甲 62 | 高橋剛 | A甲 64 | 浜田之年 |
| A甲 65 | 川口大吾 | A甲 67 | 前田貴浩 | A甲 70 | 野田忠利 | A甲 71 | 今井健二 |
| A甲 72 | 井ノ口武志 | A甲 73 | 村山哲也 | | | | |

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成16年9月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

| 職 種 | 等 級 |
|--|-----------|
| 鋳造（鋳鋼鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理（特級に係るものに限る。）、機械加工（特級に係るものに限る。）、放電加工（特級に係るものに限る。）、金属プレス加工（特級に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、仕上げ（特級に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電子機器組立て（特級に係るものに限る。）、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備（特級に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメーキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造（特級に係るものに限る。）、プラスチック成形（特級に係るものに限る。）及びパン製造 | 特級、1級及び2級 |
| 鉄工（構造物現図に係るものに限る。）、ロープ加工、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、強化プラスチック成形（積層防食に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石積みに係るものに限る。）、菓子製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴムシート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション（立体図作成に係るものに限る。）、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。） | 1級及び2級 |
| 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工 | 等級を区分しない |
| 機械検査、機械保全（電気系保全に係るものに限る。）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）、和裁、建築大工、配管、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）及び電気製図 | 3級 |

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成16年11月26日（金）から平成17年2月20日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|----------|---------------|
| 鋳造（鋳鋼鋳物鋳造に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工及び金属材料試験 | 1級及び2級 | 平成17年1月30日(日) |
| 機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）及び配管 | 3級 | |
| 鉄工（構造物現図に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、ロープ加工、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調機器施工、強化プラスチック成形（積層防食に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石積みに係るものに限る。）、パン製造、酒造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴムシート防水工事、塩化ビニルシート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。） | 1級及び2級 | 平成17年2月6日(日) |
| 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工 | 等級を区分しない | |
| 建築大工及び機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。） | 3級 | |
| 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 | 特級 | 平成17年2月13日(日) |
| 機械保全、半導体製品製造、縫製機械整備、和裁、テクニカルイラストレーション（立体図作成に係るものに限る。）及び電気製図 | 1級及び2級 | |
| 機械保全（電気系保全に係るものに限る。）、和裁、テクニカルイラストレーション及び電気製図 | 3級 | |

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成16年9月28日（火）から10月8日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市三番町四丁目10番地1 愛媛県三番町ビル内
愛媛県職業能力開発協会

○公 告

改良普及員資格試験合格者の公表について

愛媛県改良普及員資格試験条例（昭和38年愛媛県条例第38号）に基づき、平成16年8月5日（木）及び6日（金）に実施した平成16年度改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年9月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 受験番号 | 氏 名 | 受験番号 | 氏 名 |
|------|---------|------|---------|
| 1 | 横 山 友 一 | 9 | 城 戸 英 |
| 3 | 中 村 尚 樹 | 10 | 岸 本 勇 気 |
| 5 | 高 橋 美 穂 | 17 | 谷 岡 範 彦 |
| 8 | 山 口 洋 平 | 18 | 本 藤 遼 |

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 21 | 越 智 大 介 | 34 | 高 市 茜 |
| 23 | 久 保 豪 司 | 39 | 奥 村 知 子 |
| 25 | 酒 井 勇 也 | 40 | 寺 橋 篤 子 |
| 26 | 高 橋 宏 | 42 | 松 浦 淳 |
| 28 | 柚 山 竜 一 | 43 | 橋 本 友 昭 |
| 29 | 菊 池 嘉 晃 | 44 | 児 玉 智 紀 |
| 30 | 西 本 さなえ | 45 | 藤 原 誠 |
| 31 | 吉 野 公 理 | 50 | 古 用 友 美 |
| 32 | 城 戸 麻 里 | | |

